





学校災害共済給付の諸要点

日本学校安全会法施行令(抄)

昨年十二月十七日法律第九十八号をもつて公布された日本学校安全会法の施行に伴い、本年二月二十九日、政令第十二号でこの施行令が制定され、これによって、災害共済給付の基準、学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲、共済掛金の額の範囲、給付金の支払の請求及び支払の手続、国の補助の基準等が定められた。施行令は、次のように、四章十九条と附則から成つてゐる。

- 第一章 義務教育諸学校の災害共済給付(第一条―第十条)
第二章 高等学校及び幼稚園の災害共済給付(第十一条―第十三条)
第三章 国の補助(第十四条―第十七条)
第四章 雑則(第十八条・第十九条)
附則

ここには、右のうち、実務上の要点たる第一章及び第二章を掲載し、最下欄五頁にわたり掲載の日本学校安全会法の対照条文とをもつて、解説その他はこれを割愛することにした。

義務教育諸学校の災害共済給付

第一章 義務教育諸学校の災害共済給付

第一条 日本学校安全会法(以下「法」という。)

第十八条第一項第二号等の政令で定める場合及び政令で定める者

第三項の政令で定める場合は、児童又は生徒について、当該児童又は生徒に対して親権を行なう者のない場合で後見人が指定され、又は選任されていない場合とする。
法第十八条第一項第二号、第十

のとする。

(災害共済給付の基準)

第二条 法第十八条第一項第二号に掲げる災害共済給付は、次の各号に掲げる額に相当する金額を支給して行なうものとする。

- 一 医療費については、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条第一項各号に掲げる療養(同条同項第五号又は第六号に掲げる療養にあつては、日本学校安全会(以下「安全会」という。))が必要と認められた場合に限り、に要する費用の額につき同法第四十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生大臣が定めたる額により算定した額(当該定めがない場合に於ては、安全会が現に要した費用の範囲内で必要と認めたる額とする。)に二分の一を乗じて得たる額。ただし、現に療養に要した費用の額の二分の一に相当する額をこえることができない。
二 廃疾見舞金については、廃疾の程度に応じ十三万円から五千円までの範囲内で文部省令で定める額
三 死亡見舞金については、十万円

2

法第十八条第一項第二号に掲げる災害共済給付(廃疾見舞金の支給を除く。)

は、同一人に係る同一の負傷又は疾病に關しては、医療費の支給開始後一年を経過したとき以後は、行なわれないものとする。

3

安全会は、災害共済給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、当該災害(法第十八条第一項第二号に掲げる災害をいう。

日本学校安全会法(抄)

(業務)

第十八条 安全会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う

- 一、学校安全の普及と充実に關すること。
二、義務教育諸学校の管理下における児童及び生徒の負傷、疾病、廢疾又は死亡(以下「災害」という。)につき、当該児童及び生徒の保護者又は政令で定める場合には里親その他の政令で定める者に対し、医療費、廢疾見舞金又は死亡見舞金の支給(以下「災害共済給付」という。)を行うこと。
三、前各号の事業に附帯する事業

安全会は、前項第二号の業務のほか、高等学校(特殊教育諸学校の高等部を含む。)

2

(義務教育諸学校の災害共済給付)

第十九条 前条第一項第二号に掲げる災害共済給付は、義務教育諸学校(第三十六条の場合を除き、以下「学校」という。)の管理下における児童及び生徒の災害につき、学校の設置者が児童若しくは生徒の保護者又は政令で定める場合には里親その他の政令で定める者の同意を得て当該児童又は生徒につい

学童の栄養補給には



消化吸収よき完全乳化した特殊皮膜で効力安定

(学校用) 一粒中のビタミン含量
A 3,000 国際単位
D 300 国際単位

河合研究所 河合製薬株式会社

東京都中野区昭和通2丁目 電話(36)3746
東京都中野区野方町2丁目 電話中野(38)443・445



以下同じ。)に係る児童又は生徒が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、給付を行わなないことができる。

4 安全会は、学校の管理下における児童又は生徒の災害について、当該児童又は生徒が他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養若しくは療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度において、法第十八条第一項第二号に掲げる災害共済給付を行わないものとする。

5 安全会は、風水害、震災その他の非常災害による児童及び生徒の災害については、法第十八条第一項第二号に掲げる災害共済給付を行わないものとする。

6 安全会は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護を受けている世帯に属する児童及び生徒(以下「要保護児童生徒」という。)に係る災害については、医療費の支給を行わないものとする。

(学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲)

第三条 法第十九条第二項の学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

一 児童及び生徒の負傷でその原因である事故が学校の管理下において発生したもの。ただし、療養に要する費用が百円以上のものに限り。

二 学校給食に起因する中毒その他児童及び生徒の疾病でその原因

因である行為が学校の管理下においてなされたものうち文部大臣が定めるもの

三 第一号の負傷又は前号の疾病がなおつた場合において存する廃疾のうち文部省令で定める程度のもの

四 児童及び生徒の死亡でその原因である事故が学校の管理下において発生したもの又は児童及び生徒の死亡でその原因である行為が学校の管理下においてなされたものうち文部大臣が定めるもの

2 前項第一号、第二号及び第四号の学校の管理下とは、次の各号に掲げる場合とする。

一 児童及び生徒が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき

二 前号に掲げる場合のほか、児童及び生徒が学校の教育計画に基づいて行なわれる課外指導を受けているとき

三 前二号に掲げる場合のほか、児童及び生徒が休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき

四 児童及び生徒が通常の経路及び方法により通学するとき

五 前各号に掲げる場合のほか、文部大臣がこれらの場合に準ずるものとして定める場合

(災害共済給付契約の拒絶理由)

第四条 法第十九条第三項の政令で定める正当な理由は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 災害共済給付契約の申込みに係る学校の設置者の設置する学

について、当該契約の申込みに係る児童及び生徒の数が当該学校に在学する児童及び生徒の総数に比べ著しく少ないこと。

二 災害共済給付契約の申込みが定款に定める契約締結期限に遅れたこと。

(共済掛金の額の範囲)

第五条 法第二十条第一項の政令で定める共済掛金の額の範囲は、各年度につき、児童又は生徒一人当たり二十円以内とする。ただし、第二条第六項に規定する要保護児童生徒に係る場合にあつては、一人当たり四十円以内とする。

(共済掛金の支払期限及び添付書類)

第六条 法第二十条第二項の規定による学校の設置者の安全会に対する共済掛金の支払は、各年度において、五月二十日までに文部省令で定める様式による共済掛金支払明細書を添えてしなければならない。

(共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額の範囲)

第七条 法第二十条第三項の政令で定める範囲は、第五条に規定する額の範囲内で定款で定める共済掛金の額の十分の四から十分の六までの範囲とする。

(給付金の支払の請求)

第八条 法第二十一条の規定による給付金の支払の請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者が、文部省令で定める様式による支払請求書を提出して行なうものとする。

2 災害共済給付契約に係る児童若しくは生徒の保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

て安全会との間に締結する契約により、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより行うものとする。

2 前項の学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲については、政令で定める。

3 安全会は、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結を拒んではならない。

(共済掛金)

第二十条 第十八条第一項第二号に掲げる災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める範囲内で定款で定める額とする。

2 安全会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、前項の共済掛金の額に当該契約に係る児童及び生徒の数を乗じて得た額を安全会に対し支払わなければならない。

3 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童若しくは生徒の保護者又は政令で定める場合には里親その他の政令で定める者から、第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。

ただし、当該徴収されるべき者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときはこれを徴収しないことができる。

(給付金の支払の請求及びその支払)

第二十一条 第十八条第一項第二号に掲げる災害共済給付に係る給付金の支払の請求及びその支払は、政令で定めるところにより行うも

て安全会との間に締結する契約により、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより行うものとする。



丈夫に...大きく...

お子様用...総合ビタミン剤 (50錠 300円)

パンピタンペレ

3つの特長 ①ドロップのようにしゃぶれます ②吸収が大変よい ③お子様がよく飲んでおのみになります

大阪市道修町 武田薬品工業株式会社 (東京 札幌・福岡)





第二十二條第一項に規定する保護者をいう。以下同じ。又は第一條第二項に規定する者は、前項の規定にかかわらず、安全会に対し、法第二十一條の規定による給付金の支払の請求をすることができ、この場合においては、文部省令で定める様式による支払請求書を提出して請求するものとする。

3 前項の場合において、児童若しくは生徒の保護者又は第一條第二項に規定する者は、前項後段に規定する支払請求書を、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める機関を経由して提出しなければならない。

一 国立の学校の児童及び生徒の災害に係るものにあつては、当該学校の校長

二 公立の学校の児童及び生徒の災害に係るものにあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会

三 私立の学校の児童及び生徒の災害に係るものにあつては、当該学校を設置する学校法人の理事長（学校法人によつて設置されてない学校にあつては、設置者たる団体の代表者又は設置者たる者）

4 第一項又は第二項の場合において、同一の負傷又は疾病に係る医療費の支給についての支払の請求は、一月ごとにするものとする。

(給付金の支払)

第九條 安全会は、前條第一項又は第二項の規定による給付金の支払の請求があつたときは、当該請求の内容が適正であるかどうかを審査して、第二條の規定に従い定め

で定めるところにより、その支払額を決定するものとする。

2 前項の規定により支払額を決定したときは、安全会は、すみやかに、その決定された支払額に相当する金額を、郵便振替貯金又は銀行送金により、前條第三項各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める機関を経由して支払うものとする。

(共済掛金を支払わない場合)

### 高等学校・幼稚園の災害共済給付

#### 第二章 高等学校及び幼稚園の災害共済給付

(法第十八條第二項等の政令で定める場合及び政令で定める者)

第十一條 法第十八條第二項の政令で定める場合及び政令で定める者

(法第二十三條において準用する法第十九條第一項及び第二項の政令で定める場合及び政令で定める者を含む。以下この項において同じ)については、第一條の規定を準用する。ただし高等学校(特殊教育諸学校の高等部を含む。以下同じ)の生徒が成年に達している場合にあつては、法第十八條第二項の政令で定める場合は、当該生徒が成年に達している場合とし、同法同條同項の政令で定める者は、当該生徒とする。

第十條 安全会は、学校の設置者が法第二十條第二項の規定による共済掛金を第六條に規定する支払期限までに支払わなかつたときは、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行なわないものとする。ただし、同條の支払期限を超過した後に、当該共済掛金を支払つたときは、その支払つた日以降当該年度内に発生した児童又は生徒の災害に係る災害共済給付を行なうものとする。

二 祖父母

三 兄弟姉妹

3 前項に掲げる者の死亡見舞金を受けける順位は、同項各号の順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にするものとする。

4 当該生徒に配偶者又は子があるときは、死亡見舞金の支給は、前二項の規定にかかわらず、当該配偶者又は子に対し、前項の順位に優先して行なうものとする。この場合においては、配偶者を先にする。

5 第二項から第四項までの規定により死亡見舞金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、死亡見舞金の支給は、その人数によつて等分して行なうものとする。

(高等学校の災害共済給付)

第十二條 前條第一項に規定するもののほか、法第十八條第二項の高等学校の災害共済給付については

のとする。

(共済掛金を支払わない場合)

第二十二條 安全会は、学校の設置者が第二十條第二項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行なわないものとする。

(高等学校及び幼稚園の災害共済給付)

第二十三條 第十八條第二項の災害共済給付については、第十九條から前條までの規定を準用する。この場合において、第二十條第三項中「第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額」とあるのは、「第一項の共済掛金」と読み替へるものとする。

### 文部省体育局の事務

文部省設置法に定められている同省体育局の事務は、日本学校安全会法附則第十二條によつて、学校安全と災害共済給付の事務が新たに附け加えられ、次のように改正された。この際一応この所掌事務を再認するため、ここに掲げる。(条文中の太字は改正により新たに加つたもの)

文部省設置法(抄)

第十條の二 体育局においては、左の事務をつかさどる。

一 左に掲げる事項に関し、企画し、並びに指導、助言及び援助を与えること。

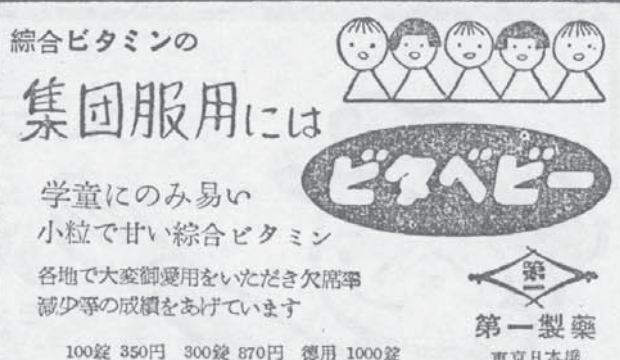
イ 体育(運動競技及びレクリエーションを含む、以下同じ)



**ニチバンの 創 高 絆**

東京 大阪

日絆薬品工業株式会社



総合ビタミンの

**集団服用には**

学童にのみ易い  
小粒で甘い総合ビタミン

各地で大変御愛用をいただき欠席率減少等の成績をあげています

**ビタベビー**

第一製薬 東京日本橋

100錠 350円 300錠 870円 徳用 1000錠





第一章(第一条、第三条第二項第四号、第五条ただし書及び第七条の規定を除く。)の規定を準用する。

2 前項の場合において、第五条第一項中「二十円」とあるのは、「三十五円」と読み替えるものとする。ただし、水産又は商船に関する課程を置く高等学校の生徒で全課程を修了するまでに実習船による実習を行なうこととされている生徒に係る共済掛金の額の範囲については、「二十円」とあるのは「百円」と、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程において教育を受ける生徒に係る共済掛金の額の範囲については、「二十円」とあるのは「二十五円」と、通信による教育を受ける生徒に係る共済掛金の額の範囲については、「二十円」とあるのは「十五円」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第一項の高等学校の災害共済給付については、同項の規定にかかわらず、災害共済給付契約に係る生徒が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷若しくは疾病、当該負傷をし若しくは疾病にかかったことによる廃疾又は死亡に係る

災害共済給付は、行なわれないものとし、当該生徒が自己の重大な過失により負傷し、又は疾病にかかったことにより廃疾となつたときは、当該廃疾に係る廃疾見舞金の支給は行なわれないことができる。

(幼稚園の災害共済給付)

第十三条 第十一条第一項に規定するもののほか、法第十八条第二項の幼稚園の災害共済給付については、第一章(第一条、第五条ただし書及び第七条の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において、第五条第一項中「二十円」と読み替えるものとする。

### 文部省体育局 学校保健課新旧課長

- 理事 北岡 健二  
 常務理事 塚田 治作  
 監事 宮川 孝夫  
 山口 友吉

### 日本学校安全会役員

学役保健の企画運営指導の中心機関である文部省の学校保健課では、去る二月、課長として過去五年間学校保健の推進に尽された塚田治作氏が退官、新設の日本学校安全会の常務理事に転出され、後任課長に、塚田課長の名補佐役を勤めて来られた渋谷敬三氏が新任された。

塚田氏がこれから学校安全という新分野に直接の指揮者として揮われるその手腕に期待するところ大なるものがあるとともに、渋谷新課長が学校保健の向上拡充に清新かつ強力な布石が打たれてゆくであろうと、若き新課長に寄せる期待はまことに大きい。

員会事務局に入り教育次長 31年 文部省に復帰し初等中等教育局保健課長補佐 33年体育局学校保健課新設と共にその課長補佐 35年 塚田前課長の後任として学校保健課長となる。39才。

塚田治作氏 昭和3年北海道大医学部卒業後、同大学にて内科学衛生学を専攻 8年北海道庁学校衛生技師 11年内務省に入り内務省技師(社会局) 13年厚生省労働局に勤務20年地方総監府副参事官 同年文部省体育局保健課長 22年労働省労働基準局衛生課長 25年結核予防会部長 30年文部省に復帰し初等中等教育局保健課長 33年体育局学校保健課新設と共に同課長 35年退官、新設の日本学校安全会の常務理事に就任。58才。

(上掲写真は渋谷新課長)

- ロ 学校の振興。
- ハ 学校保健(学校における保健教育及び保健管理をいう。以下同じ)及び学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ)の向上
- ニ 災害共済給付(学校の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ)の普及充実
- 二 体育、学校における保健管理
- 学校安全、学校給食及び災害共済給付のための補助に関すること。
- 三 学校における体育、学校保健
- 学校安全、学校給食及び災害共済給付の基準の設定に関すること。
- 四 国際的又は全国的な規模において行われる運動競技に関し、連絡し、及び援助すること。
- 五 国民体育館を管理し、及び運営すること。
- 六 左のような方法によつて、体育、学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付のあらゆる面について、体育指導者、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。
- イ 手引書、指導書及び教材、教具等の解説目録その他の出版物等を作成し、及び利用に供すること。
- ロ 研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

**胃が疲れている!**

.....胃が痛む、重苦しい、胸がやける、食欲がないといった、がんこな胃の症状をすぐ治すばかりでなく、衰えた胃に活力を与え速やかに回復させます。

胃痛・胸やけ・食欲不振・消化不良  
胃酸過多・胃モタレ・二日酔に.....

**ホミカール錠**  
サトウ

佐藤製薬

【包装】100錠・300錠



### 日本学校安全会定款(抄)

#### 第二節 学校の設置者との災害

##### 共済給付契約の締結

##### (災害共済給付契約の締結)

第十九条 本会は、学校の管理下における児童、生徒及び幼児の災害につき、学校の設置者が保護者等の同意を得てする申込みにより、学校の設置者との間に当該児童、生徒又は幼児について災害共済給付契約を締結する。

##### (災害共済給付契約の申込み期限)

第二十条 災害共済給付契約を締結しようとする学校の設置者は、四月一日から五月一日までの間に申し込みなければならぬ。

##### (災害共済給付契約の締結の拒絶)

第二十一条 本会は、学校の設置者から災害共済給付契約の締結の申込みがあつた場合においては、次

### 文部省体育局長 異動

#### 新局長に杉江清氏

清水氏は文化財事務局長に  
本号締切後の三月二十六日、文部省体育局長清水康平氏は、同省外局の文化財保護委員会の事務局長に転出され、後任新局長には調査局長杉江清氏が就任された。

清水前局長の転出には学校保健関係者の惜別の念しきりなるものあり学校保健の飛躍的拡充が氏の置き土産となつたが、杉江新局長はこのパトンをうけ、そのゆたかな経緯で学校保健に大きなシユプが描かれることであらう。

の各号に掲げる理由がある場合を除いては、災害共済給付契約の締結を拒むことができない。

一 災害共済給付契約の申込みに係る学校の設置者の設置する学校について、当該契約の申込みに係る児童、生徒及び幼児の数が当該学校に在学する児童、生徒及び幼児の総数に比べて著しく少ないこと。

二 災害共済給付契約の申込みが前条の契約の申込み期限に遅れたこと。

##### (契約書)

第二十二條 第十九條の災害共済給付契約は、契約書によつてするものとし、当該契約書には、文部大臣の承認を受けて理事長が定める次に掲げる事項を記載した約款を附するものとする。

- 一 契約の目的
- 二 契約の効力
- 三 本会の給付金の支払
- 四 共済掛金
- 五 契約に係る児童、生徒及び幼児の異動並びに児童、生徒及び幼児の新たな入学があつた場合に関する事項
- 六 その他必要な事項

##### (災害共済給付契約の解除)

第二十三條 災害共済給付契約を締結した学校の設置者において、当該契約を存続し難い事由が生じたときは、保護者等の同意を得て、四月一日から五月一日までの間に当該契約の解除の申入れをすることができぬ。

2 本会は、第二十一条第一号に掲げる理由があるに至つたときは、災害共済給付契約を解除することができる。

#### 第十回六大都市学校保健協議会

昨年十一月開催さるべくして伊勢湾台風被害のため延期されていたが本年二月六日、名古屋市長、同市学校保健会主催で、同市中区役所ホールで開催。東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の五都五市参加、出席三五〇名。学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、保健主事、養護教諭、PTA、市教委の七部会で構成。各部会の協議、研究議題は三議題、真剣な論議が展開されたが、全体協議会では協議議題として、

- (1) 大都市における学校保健法完全実施に伴う問題点(京都市提案)
- (2) 本会規約一部変更に関する件(京都市、名古屋提案)

の二件を協議の結果、学校保健法完全実施のため学校保健法調査委員会をつくつて研究することになつた。

#### 学校保健技術講習会(薬劑部)

文部省、日本学校保健会主催で、三月八、九両日、東京理科大学講堂で開催。受講者は小・中・高校の学校薬剤師、都道府県教委事務局学校保健担当職員で、三百余名出席。講義題目および講師は次の通り。

- △最近における学校保健の動向(文部省体育局長 清水康平氏)
- △学校における伝染病、食中毒の予防(文部省調査官荷見秋次郎氏)
- △食品衛生(順天堂大学教授小谷新太郎氏)
- △学校給食の食品分析(国立栄養研究所応用食品部長岩尾祐之氏)

なお第二日の午後、受講者全体の研究協議会を開き、各地区代表から提案の十五題目を検討の結果、焦点はいきおい学校薬剤師必置問題に集約されて、これが実現期成の意見が次々に述べられ、文部当局も交えて全員これに向つて努力することを確認、盛会かつ有効裡に閉会した。

#### ◇学校薬剤師必置をめぐる参議院文教委員会の問答

三月二十二日、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律改正案を第一議題として審議した参議院文教委員会では、学校薬剤師に対する補償から、はしなくも明年三月末までの猶予期間をもつ必置制の問題について質問応答がくりひろげられたが、文教問題の最高審議機関ともいふべき国会の委員会の委員の、学校薬剤師に対する知識、認識のどのようなものであるかが、そこに端的にあらわれているものとして興味深いものがあると同時に、あまた一か年間に必置制完全実施への関係当路者の推進の在り方について一つの示唆を与えるものではなからうか。このような意味から、次頁一面を割いて、その委員会会議録から、要旨を抜き書きして掲げた。

所載の顔ぶれは次の諸氏である(文責在記者)

衆議院文教委員長代理 白井莊一 参議院文教委員 岡三郎 相馬助治 豊瀬禎一 岩間正男 加瀬完 文部大臣松田竹千代 文部省体育局長清水康平の各氏



おなかと守る!

はらいた食あたり下痢おなかの伝染病に……

良く効いて、安全、のみ易い

複合ワカ末

糖衣錠

20錠・200円、他に使用



中村滝製薬

よい子を もっと丈夫に!

体力抵抗力をつくる…ビタミン13種  
骨や歯を丈夫にする…ミネラル12種  
体重をます……………リジン配合

のみよい小粒の錠剤

お子様用総合ビタミン剤

ミネビタル小児用

60錠(300円) 200錠(850円)



三共株式会社



**岡委員** 現在学校医が災害補償を受けているが、制定以後の事情如何  
**清水局長** その後該当事例はない  
**岡委員** 精神的に好影響を与えて  
 いるので、善政として賛成するが、  
 これに薬剤師をどうして加えたのか  
**日井衆院議員** これは議員立法な  
 のでお答えするが、学校保健法にも  
 学校医と並んで薬剤師も併置してい  
 るし、学校薬剤師は約三千校あると  
 聞いているので  
 これも加えた。

**岡委員** 学校  
 医、歯科医は学  
 校へ行つて直接  
 治療に当たるの  
 でよいが、薬剤  
 師の場合は、学  
 校へ行つて調剤  
 することはな  
 い  
 と思う、どうい  
 う場合この法が  
 適用されるのか  
**日井衆院議員**  
 常識的に考えて  
 やはり学校薬剤  
 師という職務が  
 あつて、三千校  
 も委嘱しており  
 水質検査とか環  
 境衛生方面の職務があるので、学校  
 へ出向いてその職務に従う、それで  
 これに加えるのが適当と考えた。

速記録抜き書き  
**学校薬剤師**  
 参議院文教委員会  
**国会問答**

**相馬委員** 学校薬剤師をなぜ加え  
 たかということは、最近各学校でも  
 プールが多くなつた、このプールの  
 汚染の責任は学校薬剤師にある、学  
 校の井戸の水質の学童保健上の問題  
 は、学校医でなくて学校薬剤師に責  
 任がある、そういう意味でこれを加

えたと了解してよろしいか。  
**日井衆院議員** その通りである。  
 学校保健法施行規則第二十五条に、  
 学校薬剤師の職務執行の準則として  
 一号から四号まである、学校保健計  
 画の立案参与、学校環境衛生に關し  
 定期に又は必要に応じ臨時に、飲料  
 水及び用水の検査、教室その他学校  
 における空気の検査、暖房、換気方  
 法、採光、照明の検査等いろいろあ  
 るので、職務もなかなか重要だと考  
 えている。

**岡委員** 裏を返すと、学校薬剤師  
 を必置にする方向にこの法を運用し  
 て行くわけか。  
**日井衆院議員** 学校保健法の附則  
 の二項に「学校薬剤師は、第十本条  
 第二項の規定にかかわらず、昭和三  
 十六年三月三十一日までの間は、置  
 かないことができる」とあるので、  
 その後は置くべきものとなつてい  
 るので、現在すでに三千校置いてい  
 るので、その人々にも補償の対象とし  
 て安心して職務に従事できるように  
 と考えたのである。

**岡委員** 置くことに反対ではない  
 賛成だが、体育局長、三十六年三月  
 三月三十一日以降は必ず、全国に学  
 校薬剤師を置きますね。  
**清水体育局長** 三十六年三月三十  
 一日過ぎれば必置ということになる  
 わけになる。

**岡委員** なるわけであるじやなく  
 て、必ずそうなるか。  
**清水体育局長** 法律通りそういう  
 ふうになるだろうと思つてい  
**岡委員** なるだろうと思つてい  
 るという答えではないかぬ。私は無理を  
 言つていのではない。法律にはよ  
 当分とあるが、ずいぶん長い当分

がある、それでまたその段階になつ  
 て延長することはしないだろうかと思  
 を押して、どうせ作るなら権威ある  
 ものにして、それ以後は置いて全国  
 の学校保健衛生を向上するのだとい  
 う確信ある答弁を求めたいのだ。  
**清水体育局長** 経過規定が過ぎれ  
 ば、学校薬剤師は学校医、学校歯科  
 医と同じように当然置くことになる  
 そのつもりで私共も考へてい  
**豊瀬委員** 現在置かれてい  
 校では少々足りない気がする。この  
 学校保健法成立以来今日まで設置の  
 ためにどういふ指導をして来たか。

**清水体育局長** 医・齒・薬三位一  
 体が一つ欠けてもまずいので、あら  
 ゆる機会を通じて要請しており、日本  
 薬剤師協会という全国的な組織とも  
 連絡、協会で努力し、その見透し  
 も必ずあるとこのことで共に努力した  
 い。

**岩間委員** 三千人といへば全体の  
 何割にもならないが、経過的に予算  
 措置はどういうことになるのか。  
**松田文部大臣** 従来の実績から見  
 ても、今直ちに必要は認めない  
**清水体育局長** 財源措置として不  
 十分なが一人につき七千円を交付  
 税で見ている。

**岩間委員** 学校に全部置くとすれ  
 ば何人足りないのか、またその予算  
 は。  
**清水体育局長** 私、公、国立全部  
 で大体三万五千校になる。予算は三  
 万として二億七千万くらいになる。  
**豊瀬委員** 学校薬剤師の任務の重  
 要性から考へて、必置の決意は制定  
 と同時になされていなければならな  
 かつた。二カ年経つてもなお十分の  
 一程度の薬剤師しか設置できていな

いの、あと一年で充足されるか。  
**清水体育局長** 指導、努力したい  
**岩間委員** 最近私の郷里の宮城県  
 村田町で大量の集団赤痢が発生した  
 のため三千万の出費をした。この水  
 質検査が学校薬剤師の職務の一つ  
 だ。こういう措置は衛生的科学的運  
 用が必要だ。まだ一年期間がある。  
 大した額でもない。必置の方向に努  
 力を集中して頂きたい。

**加瀬委員** 法律で三十六年度から  
 必置となつておれば、当然予算措置  
 を講ずべきだが、この点如何。  
**相馬委員** 関連質問。これは交付  
 税によるものだから、文部省が自信  
 をもつて指導すれば国は財政支出を  
 すべき筋合だ、それから無医村で学  
 校薬剤師がねずみ駆除、赤痢等の予  
 防水泳の河川指導で学校医に協力し  
 て実績を挙げている実例がある。大  
 臣から学校薬剤師を経過措置以後置  
 くと言つて頂きたい。

**松田文部大臣** むろんこの法律が  
 可決されれば、学校保健法に規定さ  
 れている趣旨に基いて、その予算措  
 置は講ずる。(註、答が少し外れて  
 いる。)

**日本学校安全会**  
**業務開始準備進む**  
 日本学校安全会は、役員も理事  
 長常務理事と監事(非常勤)の四  
 氏が別項の如くに決定。東京都千  
 代田区内幸町二ノ一。高千穂ビル  
 (NHKの真向い)五階に事務所を  
 設け、塚田常務理事を中心に業務  
 開始の準備が着々と進められてい  
 る。



お子さまが喜ぶおいしい歯磨!



クリームはみがき  
**こどもライオン**

歯を強くするふつ素が入っています 30円



# 地方だより

## 宮城県連合学校保健会

学校病予防技術講習会とあわせて  
文部省主催の学校保健(養護教員)  
技術講習会伝達講習を昨年十二月か  
ら今年一月にかけて、県下八会場で  
開催。養護教員部会役員会を二月二  
十四日、仙台市原町小学校で開催。  
なお三十五年度は役員改選がある

## 山形県学校保健連合会

県学校保健大会を昨年十月二十四  
五両日開催、特別講演は東京教育大  
杉靖三郎博士。十一月二十二日、第  
五回高等学校生徒保健研究発表会あ  
り。また十一月、各地区毎に中小学  
校児童生徒保健研究発表会開催。  
本年に入り、二月十二、三の両日養  
護教諭実技講習会を山形市で開催。  
慢性副鼻腔炎の集団治療について新  
潟大、磯野弘助教授の講演があつた。

学校保健資料の刊行は「山形県に  
おける学校保健の研究」「就学時健  
康診断の手引」「保健研究学校情報」  
栃木県連合学校保健会

昨年八月二十四日、関東学校保健  
学会、同十二月、学校保健研究発表  
会、学校保健功労者表彰、同講演会  
(四日)、児童生徒保健研究発表会  
(五日)等を開催。

本年一月六日、養護教育研究発表  
会、同月十五日、県教委と共催で保  
健主事講習会を開いた。

学校保健、機関誌の発行は年四回。  
なお会長荒井清一郎氏旧職逝去に  
つき、会長代理に県教委健康教育課  
長藤田三郎氏が就任した。

群馬県学校保健会  
学校保健研究指定校(八一校)の

研究成果の発表会を、県教委と共催  
で、三月八日群馬大で開催。講師は  
群馬大医学部の青木、辻、沢田の三  
教授に県教委保健課長の四氏。研究  
主題は、望ましい健康習慣の形成  
(勢多郡南雲小)、近視予防を中心と  
した学校保健委員の運営、学校病(ト  
ラコーマ、寄生虫、う歯)対策、結  
核管理の実態と予防指導(群馬郡三  
之倉小)、傷害の実態と対策(勢多  
郡二宮小、桐生市梅田中)等。

## 千葉県学校保健会

三月中の行事として「耳の愛護週  
間」を催した。

## 東京都学校保健会

昨年九月の伊勢湾台風による被害  
地の愛知、三重、岐阜の学校保健会  
に対し、義捐金を募り、学校保健推  
進の一助として見舞金を呈した。

第十七回学童歯みがき訓練大会を  
六月二日(雨天翌日)国立競技場で  
開催することに準備委員会が決定。  
前理事市広瀬勇氏が二月逝去された。

## 新潟県学校保健会

十周年記念事業として中央大会を  
昨年八月二日、新潟市において開催  
記念式典、表彰式、記念講演(児童  
生徒の精神衛生)日医大講師菅里重  
道氏)。また地方大会として、十月  
三十日、直江津市において協議会。

本年一月二十五日、村松町において  
研究発表、記念講演は東京都衛研の  
柳沢文正氏の「食生活改善と健康」。

## 富山県学校保健会

三月までに予定している行事は、  
学校保健研究集録刊行と学校保健自  
治活動貢献者の表彰。

## 石川県学校保健大会

二月二十九日開催。特別講演「各  
個観察からみた発育のすがた」(金沢

医大医学部長大谷佐重郎)。また研  
究発表は「耳鼻咽喉科及び眼科精密  
検診の実態」(小松市苗代小、石塚弘)  
「学校における環境衛生検査の重要  
性」(金沢市泉中、徳久和夫)「安全  
教育の実態」(鹿島郡越路中、大森北  
栄)「農山村の生活環境の分析」(住  
吉小、篠原敏夫)の各氏。全体協議  
会を開催、健康優良校、健康優良児  
童の表彰等を行った。

## 愛知県学校保健会

健康手帳(小学低・高、中学、高  
校別の四分冊)三月末、中学校保健  
学習の手引三月中旬刊行の予定。養  
護職務執行の手引を三十五年度中に  
原案作成の予定。

伊勢湾台風災害により、本年度の  
県および高校の両保健大会中止。海  
外教育視察から帰つた八田課長の  
「海外学校保健事情」の講演会を開  
催。

## 京都市学校保健協会

第八回市学校保健学会を二月二十  
九日、市教委と共催で楽友会館で開  
催。「う歯予防と歯牙清掃」(小川小、  
増田秀雄)「本市中学生の健康生活  
に関する欲求調査」(保健主事会、  
立川明)「蛋白質の新しい考え方と  
その改善が児童の発育に及ぼす影  
響」(堀川高、吉岡利治)「う歯半減  
運動の一環として実施したへき地無  
医村の巡回診療」(学校歯科医会、後  
藤宮治)「学童の慢性気管支炎に関す  
る調査」(京大結核、寺林文男)「BC  
G接種後のツベルクリン反応」(同上  
小林裕)の特別発表があつた。

## 大阪府学校保健会

昭和三十四年度大会(第七回)を  
府教委、布施市教委、同市学校困保  
健会と共催で、三月五、六の両日、

布施市立長瀬小学校で開催。京大教  
授藤坂二夫氏の「学校教育における  
保健教育の位置」と題する特別講演  
あり。児童生徒と教職員の二部に分  
つて研究発表が行われた後、研究発  
表の教職員が参加して行われたパネ  
ルディスカッションを含む全体協議会  
が開かれ、幾多の協議題が付議され  
た。

## 奈良県学校保健会

県大会を昨年十二月三、四日、生  
駒小学校で開催した。

## 島根県学校保健協会

養護教員研究会を二月二十九日  
開催のほか、郡市単位の学校保健会  
が研究会を相次いで開催。

## 福岡県学校保健会

県高校保健会主催で高校生徒学校  
保健研究発表会が、県教委主催で養  
護教諭講習会が、県学校医会主催で  
学校医講習会(県下四ブロック)が  
それぞれ二月に開催された。

## 宮崎県学校保健会

学校保健大会は、一月三十、三十  
一両日、日向市で県の教委、学校保  
健全会、学校給食会、日向市教委  
学校保健会と共催で開催。

研究発表は、長友重夫(富島高校  
PTA会長)、滝豊(日南市学校歯  
科医部長)、入来トミ(庄内中養護教  
諭)、大崎春光(延岡市学校薬剤師  
部会)の諸氏。紙上研究発表、分科  
研究協議会、パネルディスカッショ  
ン、全体協議会、特別講演(鹿児島  
大教授黒木一男氏)にレクリエー  
ションまで多彩な行事で盛会であつ  
た。

なお三月二日から十一日まで七会  
場で県教委主催の養護教諭研究協議  
会が開催された。

## よい子のビタミン

総合ビタミン・ミネラル剤



シオノギ

20錠 200円・45錠 420円・100錠 850円

服みよく...  
下痢のららぬ

新しい虫下し

蛔虫・蟻虫が  
同時に下りる



4x240入 3,000円 1000入 3,000円



田辺製薬